

令和元年度第1回徳島県動物愛護推進協議会

令和元年8月26日（月）午後2時から

徳島県庁万代南 第1会議室

次 第

1 開会あいさつ

徳島県動物愛護管理センター 所長 坂東 英明

2 会長選任

3 議 題

- (1) 「徳島県動物愛護管理推進計画」について
- (2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正について
- (3) 平成30年度 動物愛護管理実績報告
- (4) 今後の課題について
- (5) その他

4 閉会あいさつ

徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課 課長 山本 晃久

配 席 図

R1.8.26 14:00 ~

万代南会議室 1

土橋委員 山口委員		宮本委員 渡部委員	
鶴澤 委員		スザン マナー 委員	
福岡 委員		豊實 委員	
谷 委員		賀川 委員	
戎谷 委員		齋藤 委員	
事務局 片山	センター所長 矢野	安全衛生課長 坂東	安全衛生課 山本

県民局	報道
-----	----

徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

平成31年4月1日現在

区分	氏名	役職等	備考
有識者	山口千津子	(公社)日本動物福祉協会 顧問	
	土橋 賢治	(公社)徳島県獣医師会 副会長	
	宮本 哲也	ヒトと動物の関係学会 会員	
動物愛護管理 団体等	渡部 奈美	徳島県愛玩動物協会会長	
	スザン マーサー	特定非営利活動法人 HEART 代表	
	豊實 祐之	(学)野上学園 ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校	
	賀川 比路	ジャパンケネルクラブ 会員	
行政	齋藤 大輔	徳島県教育委員会 学校教育課 学力向上推進幹	
	鶴澤 宏明	徳島市市民環境部市民環境政策課長	徳島県市長会
	福岡 祐司	神山町住民課長	徳島県町村会
その他	谷 尚美	公募委員	
	戎谷佐知子	公募委員	

徳島県動物愛護管理推進計画について①

計画の目的

P1

「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある
地域づくり」の実現に向けて、
徳島県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を
明確化するとともに、
目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、
計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

徳島県動物愛護管理推進計画について②

策定の根拠

P1

「動物の愛護及び管理に関する法律」
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための
基本的な指針」

計画期間

P1

2019年度～2028年度までの10年間

徳島県動物愛護管理推進計画について③

5つの施策

- ① 動物の適正飼養の啓発と徹底
- ② 助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組み
- ③ 災害対策をはじめとする危機管理への対応
- ④ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
- ⑤ 多様な活動主体との連携、協働の推進

徳島県動物愛護管理推進計画について④

- ① 動物の適正飼養の啓発と徹底

P18

1-1 犬の登録と狂犬病予防注射

徳島県内の接種率 約64%

推定飼育頭数から換算した接種率 約52%

→ 狂犬病が侵入すれば蔓延を防げない状況

Q なぜ日本では狂犬病の予防注射を毎年接種するのか？

日本では、国内での発生を撲滅するために、年に2回の犬への狂犬病ワクチン接種を義務化していましたが、一定期間発生が見られないことから、年1回の接種に変更されました。(昭和60年)

ワクチンによる抗体付与は、1回ではなく、また個体差もあります。

日本では、万が一の場合に備えて、より多くの犬に確実に抗体付与ができるよう、毎年の接種を義務化しています。

徳島県動物愛護管理推進計画について⑤

1-2 犬・猫等による迷惑行為対策

- 飼い主モラルの向上
- 飼い猫の屋内飼育の徹底
- 不妊去勢手術の推進、個体識別措置の徹底
- 安易な餌やり行為への指導啓発

「エサをあげるのなら、飼育する。
無理なら、不妊去勢手術とエサの管理、糞の片付け」を周知徹底

1-3 不妊去勢手術の普及

H30年度 市町村助成頭数実績 883頭（県が経費を1/2負担）
★県予算枠の半分しか実績がない。→ 市町村へ積極的な活用を依頼
○飼い主のいない猫の助成額
県で定める上限を5千円→1万円へ改定(R1.7.29)

徳島県動物愛護管理推進計画について⑥

1-4 犬・猫の終生飼養の推進

- 動物愛護推進員との協働による普及啓発
- 動物販売事業者の販売時説明の徹底
- 高齢者からの引き取りに関して、ボランティアとの連携による譲渡、斡旋等の支援体制整備

H30年度 飼い犬・猫の引き取り「相談件数」
犬171件、猫187件
★四国三県で比較すると、徳島県は他県の2~3倍の相談件数

H30年度 飼い犬・猫の引き取り「頭数」
犬42頭(うち子犬12)、猫51頭(うち子猫6)
★四国三県で比較すると、徳島県は多くない
→ やむを得ない事情：飼い主(高齢者)の入院、交通事故等が多い

徳島県動物愛護管理推進計画について⑦

1-5 犬・猫の所有者明示措置

- すべての飼い犬・猫へのマイクロチップ装着等
個体識別の推進

徳島県マイクロチップ登録頭数(H31.3月末時点)

犬 6,837頭、猫 2,506頭

【参考】

狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿記載頭数 39,167頭

徳島県動物愛護管理推進計画について⑧

1-6 動物遺棄・虐待防止対策

- 動物を遺棄・虐待する行為は「犯罪」であることを
ポスター等の掲示で周知

- 遺棄が多い場所の管理者に注意喚起のチラシ等を配布

1-7 地域猫活動の推進

- 地域社会と密接に関係する市町村等関係団体の
取り組みを促進

徳島県動物愛護管理推進計画について⑨

② 「助けられる犬・猫」の殺処分ゼロに向けての取組み

P21

Q. 「助けられる犬・猫」とは？

(推進計画P6を参考)

「助けられる犬・猫」とは…

- 軽度の疾患、怪我
- 高齢、幼齢
- 大型
- 譲渡希望者があらわれない など

譲渡適性はあるが、
譲渡希望者がなく、
処分している犬や猫を
ゼロにする！

「助けられない犬・猫」とは…

- 収容中に死亡した
- 治癒の見込みのない負傷や病気等により、苦痛が著しく、治療の継続や保管が苦しみを与えるものでないこと
- 攻撃性があり、人や動物に危害を及ぼすおそれが高い
- 感染症を拡大させるおそれがある など、譲渡することが適切でない犬や猫

徳島県動物愛護管理推進計画について⑩

② 「助けられる犬・猫」の殺処分ゼロに向けての取組み

2-1 飼い主への返還の推進

- マイクロチップ
- 問い合わせ窓口の周知
- 広報、情報収集

2-2 新しい飼い主への譲渡の促進

- ボランティアとの連携
- 「きずなの里」を活用した譲渡の推進
- 県際間(広域)譲渡

徳島県動物愛護管理推進計画について⑪

③ 災害対策をはじめとする危機管理への対応 P23

3-1 災害時における動物の救護対策

- 市町村防災計画及び避難所運営マニュアルの整備促進
- 同行避難の推進
- 人材の確保と育成
- 飼い主に対する普及啓発
- 特定動物対策

【参考】

「ペットの取扱いについて記載済」 (R1.5月末時点)

①「市町村地域防災計画」 22市町村

②「市町村避難所運営マニュアル」 18市町村

徳島県動物愛護管理推進計画について⑫

③ 災害対策をはじめとする危機管理への対応

3-2 人と動物の共通感染症

- 普及啓発
- 人と動物の共通感染症検査体制の整備
- 人と動物の共通感染症モニタリング調査の実施
- 医療・獣医療間のネットワークの構築

動物愛護管理センターは、
人と動物の共通感染症に関する調査や啓発に関して、
拠点となる施設です。

徳島県動物愛護管理推進計画について⑬

【参考】

SFTS(重症熱性血小板減少症候群)

県内の飼い猫、飼い犬の感染も複数確認されています。
発症(嘔吐、下痢など)している動物からは、人へ感染する場合もあるので、注意が必要です！

狂犬病

県内の交通事故死しているタヌキなどの野生動物、センター収容中に原因不明で死亡した犬・猫などについて、狂犬病の検査を実施しています。
これまでの検査結果は、すべて陰性です。

徳島県動物愛護管理推進計画について⑭

(4) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進 P25

4-1 動物取扱業の適正化

4-2 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底

4-3 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

【参考】

県内動物取扱事業者数 (H31.3月末時点)

第一種動物取扱業 336件

販売154、保管146、訓練21、展示10、貸出4

譲受飼養1

第二種動物取扱業 2件

譲受業2

徳島県動物愛護管理推進計画について⑯

⑤ 多様な活動主体との連携、協働の推進

P27

5-1 人材育成と連携、協働による活動の推進

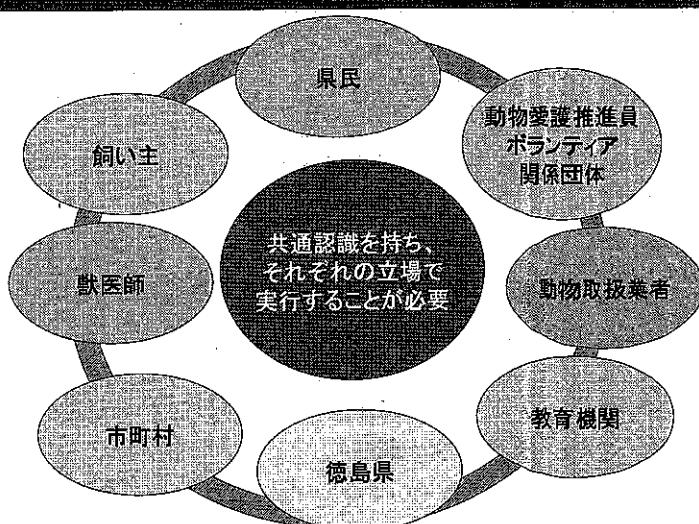
- 「徳島県動物愛護推進協議会」を中心とした官民の連携、協働体制の構築
- 「きずなの里」を活用した、動物愛護推進員及びボランティアの皆様の研修会開催、ネットワークの構築

5-2 学校における動物愛護の推進

- 「きずなの里」を活用した施設見学、遠足等の受入れ
- 学校飼育動物ネットワーク事業の充実

徳島県動物愛護管理推進計画について⑰

推進体制 P29



令和元年7月時点版

改正動物愛護管理法について

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

2019年改正!

全65条→全99条

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- 2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
- 特に以下については必要な検討を行うことを規定
- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
- ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - 登録拒否事由の追加
 - 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示。
遵守基準：飼育施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
 - 犬・猫の販売場所を事業所に限定
 - 出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- 動物の適正飼養のための規制の強化
 - 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - 都道府県知事による指導、助言、報告収集、立入検査等を規定
 - 特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交配権を規制対象に追加
 - 動物虐待に対する罰則の引き上げ
・殺傷：懲役5年、罰金500万円～懲役2年、罰金200万円
・虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円～罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- 動物愛護管理センターの業務を規定
 - 動物愛護管理担当職員の拡充
 - 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
- マイクロチップの装着等
 - 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
 - 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- 殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- 獣医師による虐待の届報の義務化
- 関係機関の連携の強化
- 地方公共団体に対する財政措置
- 施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

2019年改正

附則第1条

施行日（附則第1条）

○公布から1年以内

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内

- ・環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- ・出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

○公布から3年以内

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ
関連の事項全般

3

飼養・保管等の基準

第7条第7項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関する基準を定めることができる。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロタクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

2019年改正

第7条第1項

るべき基準を定めているときは、それらの基準を遵守する責務があることを明確化

4

2019年改正 第21条第2項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

環境省令で定める遵守基準を具体的に明示

遵守すべき事項として7項目を規定（第21条第2項：新規）

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

犬猫の場合

第21条第3項

これらの基準は、できる限り具体的なものでなければならない

今後の検討会で検討

（施行日）公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

5

2019年改正 第12条第1項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加

(現行)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から2年を経過しない者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から2年を経過しない者

○第6号

・各関係法令で罰金以上の刑に処され、その執行後2年を経過しない者

◎拒否期間の延長、関連違反法令の追加

(改正後)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から5年を経過しない者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から5年を経過しない者

○第6号

・各関係法令(対象行為を拡大*)で罰金以上の刑に処され、その執行後5年を経過しない者
*外國為替及び外國貿易法による罰金以上の刑等

○第8号

・法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

6

2019年改正

第12条第1項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加 ◎新規拒否事由

○第12条 第1号

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

○同条第2号

- ・破産手続開始の決定を受け手復権を得ない者

○同条 5の2号

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

○同条 7号

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

○同条 7号の2

- ・第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

○同条 9号

- ・個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

2019年改正

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

○犬・猫の販売場所を事業所に限定

第21条の4

- ・第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。
(第21条の4)



販売事業所外での対面説明等の禁止

○勧告に従わない事業者の公表

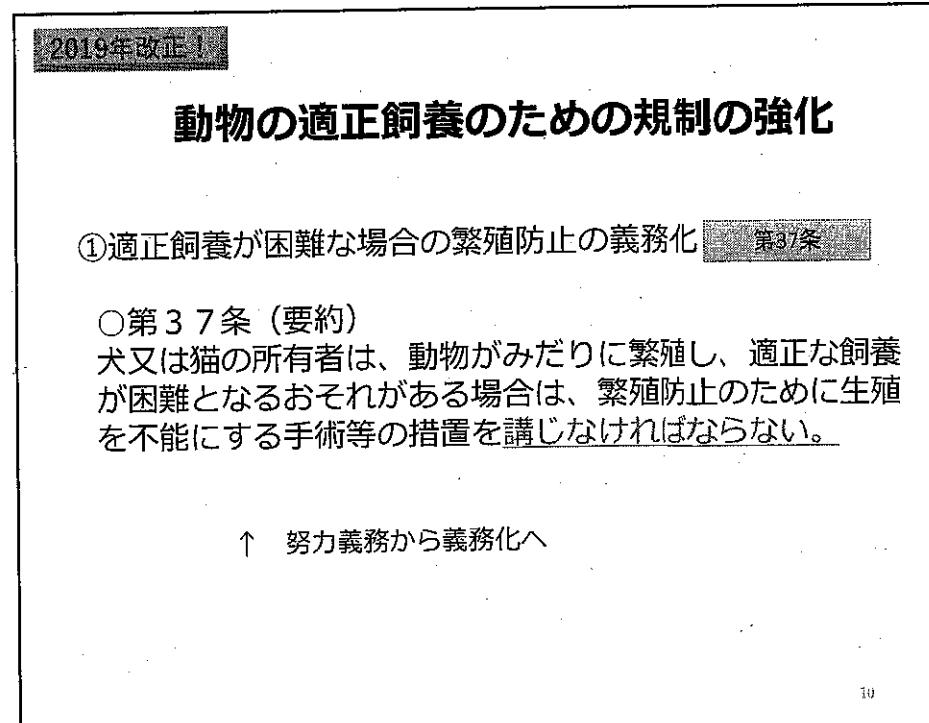
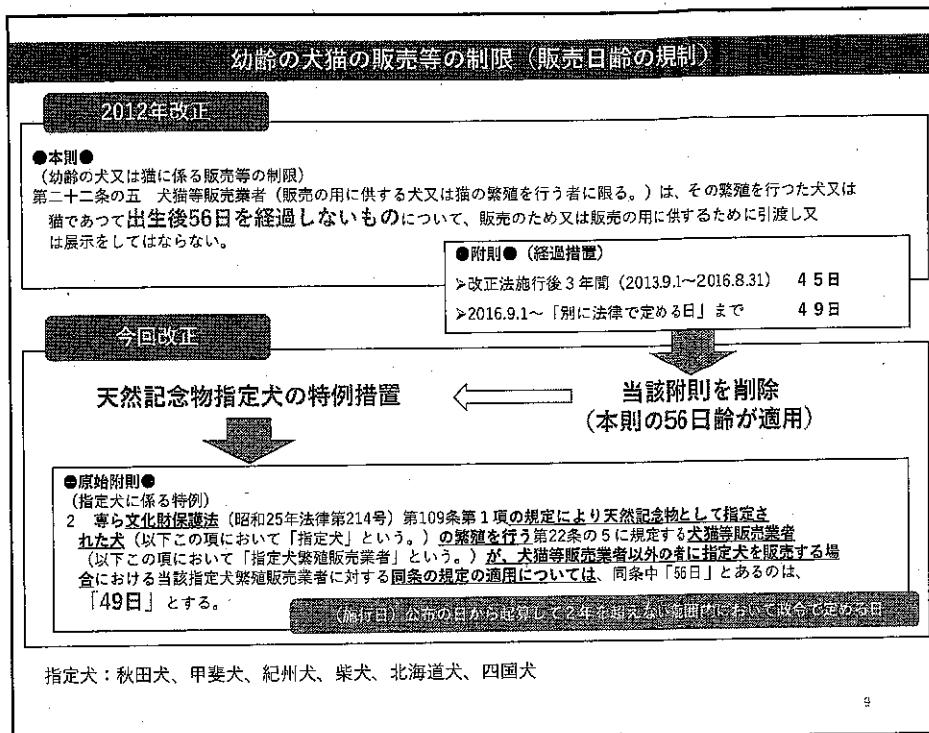
第23条第3項

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

○第1種動物取扱業の登録取消後の勧告等

第24条の2

取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能



2019年改正

動物の適正飼養のための規制の強化

都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査を規定

②不適正飼養に係る指導等の拡充 第25条第1項

- ・不適正飼養により、生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができる。

原因者全般への指導権限を付与

- ・多頭飼育に限定しない
- ・飼養管理を行う者に限定しない

③不適正飼養者への立入権限の付与 第25条第5項

- ・不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合

報告徴収、立入検査の権限を規定

特定動物(危険動物)の飼養許可

許可申請

審査

施設・飼養保管基準

許可

飼養保管

基準不適合

○アミメニシキヘビ

○クマ

報告徴収・立入検査

○ヒクイドリ

許可の取消し

○チンパンジー

措置命令

2019年改正

第25条の2

特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
特定動物の愛玩目的での飼養を禁止

(第25条の2、第26条)

12

都道府県等による犬猫の引取り

犬猫の引取り（第35条）

◆都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合は、引取りを行わなければならない。

昭和48年総理大臣決定→平成18年環境省告示

「犬及び猫の引取り及び負傷動物等の収容に関する措置」

- ・保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

前回改めて追加 ◆ただし、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、引取りを拒否することができる。

(引取りを拒否された業者が、万が一その犬猫を遺棄した場合は、法第44条による罰則の対象となる。)

◆都道府県等は、引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に努める義務。

13

2019年改正！

所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加

(所有者不明の犬猫の引取り) 第35条第1項 第3項

・都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められたときは、これを引き取らなければならぬ。ただし、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

※下線部が改正により新たに適用される部分

14

動物を殺す場合の方法

動物を殺す場合の方法（第40条）

動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

動物の殺処分方法に関する指針

2019年改正

第40条第3項

新たに追加

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第1項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

15

動物の殺処分方法に関する指針

第1 基本原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

(4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつの状態等の態様をいう。

第3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

16

動物愛護管理法の主な罰則

主な罰則

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 第44条第1項	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 第44条第2項、3項	100万円以下の罰金 又は1年以下の懲役
無許可で特定動物を飼養保管した者	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
無届出で第2種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

赤字は、2019年改正！

17

動物の虐待とは

「愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待」（法第44条第2項）

改正による例示の追加に留意！

情熱的（意図的）虐待

- やってはいけない行為を行う、行わせる
- 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使することなど
 - 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む

ネグレクト

- やらなければならない行為をやらない
- 健康管理をしないで放置
 - 病気を放置
 - 世話をしないで放置、など

※愛護動物とは

- ①飼い主の有無にかかわらない全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」
②①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」

動物自身の心身の状態：置かれている環境の状態によって判断される。

18

2019年改正

都道府県等の措置等の拡充

①動物愛護管理センターの業務を規定

第37条の2

○都道府県等は、動物愛護管理に関する事務を所掌する部局又は施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする

※動物愛護管理センターが行う業務

- (1) 動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可、監督
- (4) 犬・猫の引取り、譲渡し等
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

※中核市は(4)～(6)に掲げる業務

②動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化

第37条の3

- (1) 「動物愛護管理担当職員」と規定
- (2) 動物愛護管理担当職員の必置化
- (3) 指定都市及び中核市以外の市町村（特別区を含む。）については、必置ではなく努力規定

19

2019年改正

第39条の22～第39条の26

マイクロチップの装着等の義務化

①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

②MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）

④都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤環境大臣による指定登録機関の指定

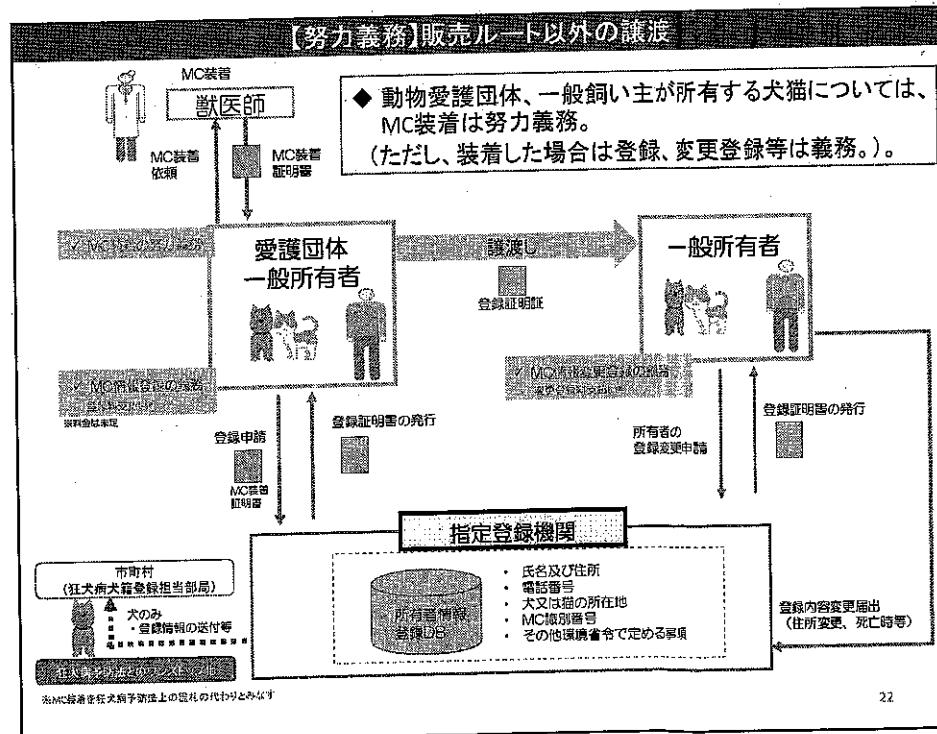
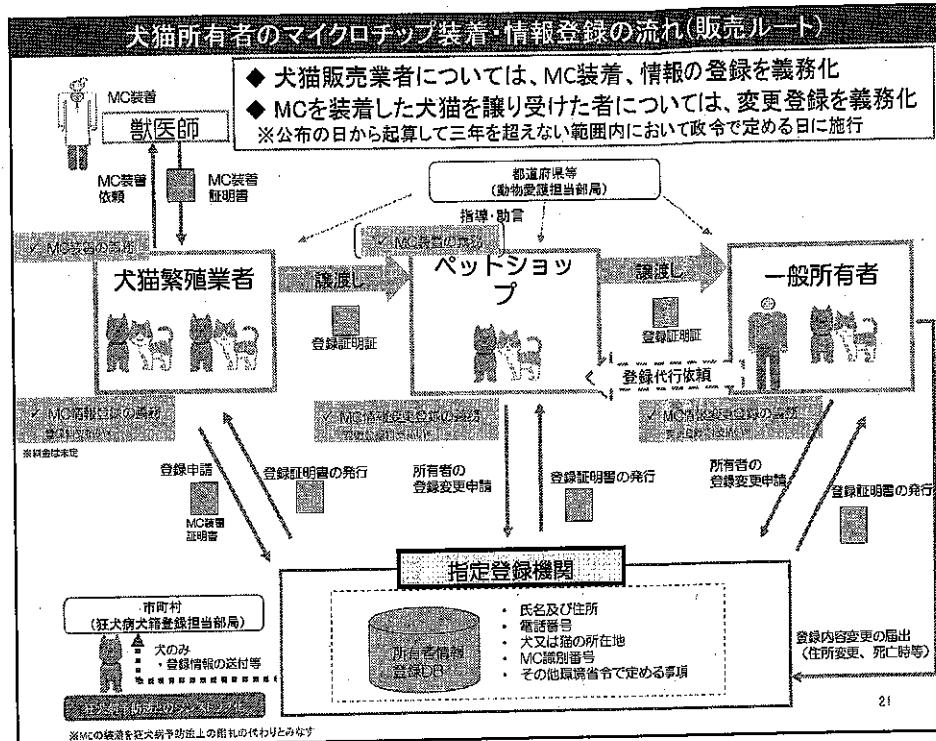
○大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

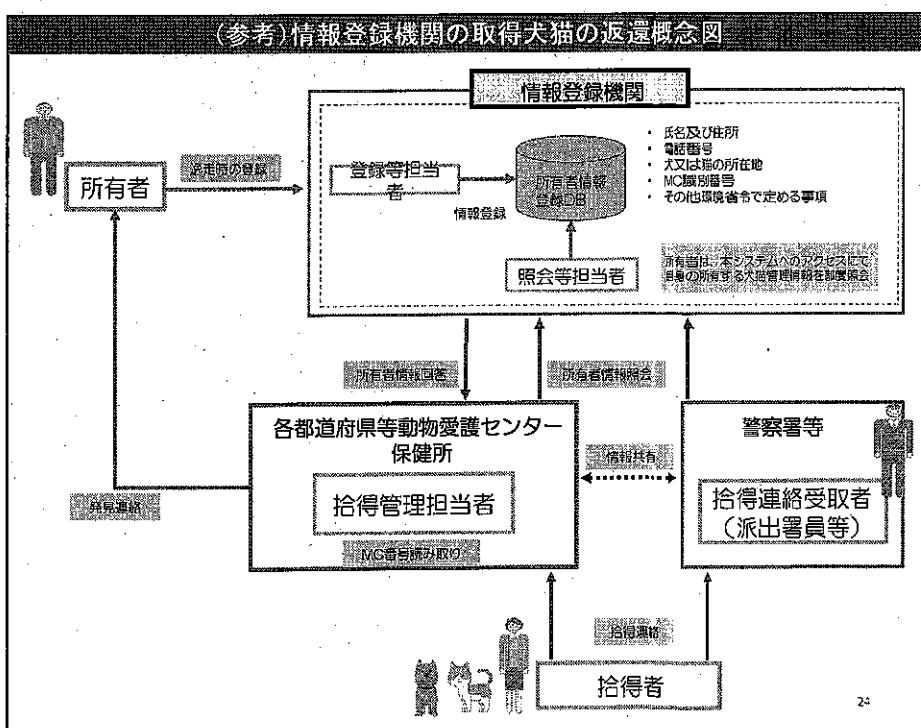
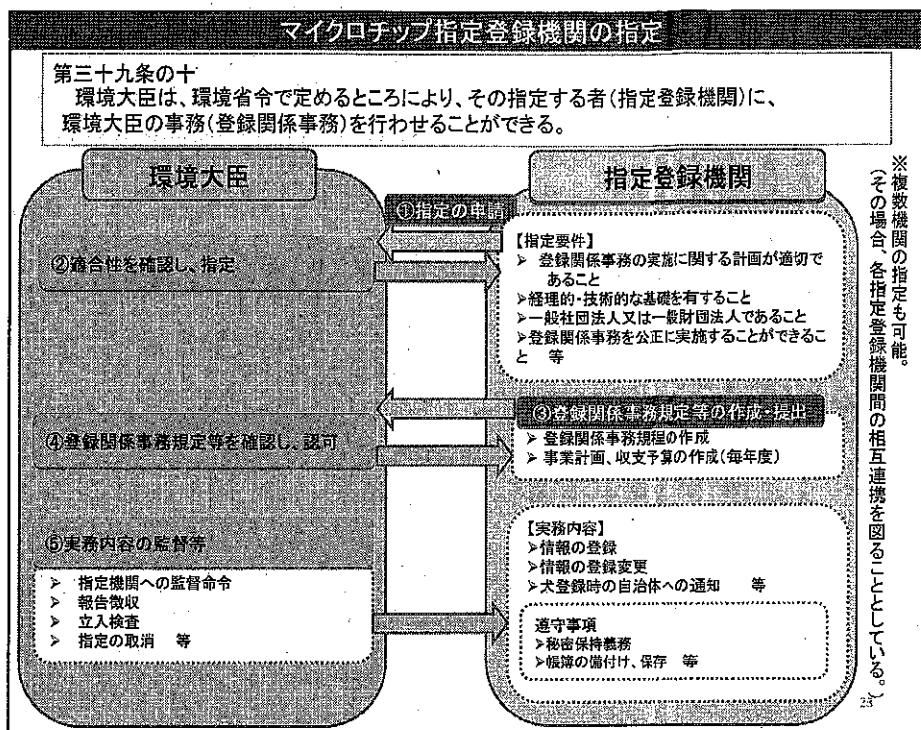
○環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う

○登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

（第39条の10～26）

20





2019年改正

その他

①獣医師による虐待の通報の義務化 第41条の2

- みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、遅滞なく都道府県等に通報することを義務化

↑ 努力義務から義務化へ

②関係機関の連携の強化 第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加

- (1) 動物愛護管理担当職員の設置
- (2) 畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
- (3) 地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言

25

2019年改正 附則第8条、9条

改正に伴う検討事項（附則8、9条）

○8条1項

- (1) 動物を取り扱う学校
- (2) 試験研究・生物学的製剤の製造その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者

動物取扱業に追加することその他適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討

○8条2項

- ・両生類の販売、展示等の業務実態等を勘案し、規制の在り方について検討

○8条3項

- ・動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、規制の在り方全般について検討

○9条1項

- ・多数の動物の飼養又は保管の状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討

○9条2項

- ・愛護動物の範囲について検討

○9条3項

- ・動物が科学上の利用に供される場合

動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、利用に供される動物の数を少なくすること等、動物の適切な利用の在り方について検討

26

2019年改正動物愛護管理法附帯決議

1. 自治体による事業者規制の実効性確保
2. 事業者の遵守基準の具体化、研修実施、立入検査体制の検討
3. 業種や事業規模に応じた規制の細分化の検討
4. 野生由来動物の飼養に係る周知徹底、展示施設の飼養管理基準の在り方検討
5. 第2種事業者（譲渡団体）への譲渡に係る適正指導の周知
6. 虐待事例の分析評価、自治体の人材育成、連携強化、普及啓発
7. 特定動物（危険動物）の規制措置、アニマルウェルフェアの確保に係る検討
8. 必要な体制及び職員数の充実
9. 地域の実情に配慮した所有者不明の犬猫の引取拒否要件の設定
10. 自治体の動物収容施設の施設・管理水準に係る指針の策定
11. マイクロチップリーダーの配備の促進、情報の一元管理の徹底
12. 産業動物の飼養保管基準の周知・遵守の徹底
13. 諸外国のアニマルウェルフェア及び脊椎動物の苦痛の感受性の調査研究、制度運用事例等の収集・整理、5つの自由に配慮した制度の理解の浸透・周知等

27

2019年制定

愛玩動物看護師法案の概要

本法案提出の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約2000万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養



民間の統一資格保有者：約2万人

本法案の主な内容

愛玩動物の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
*愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

愛玩動物看護師の免許

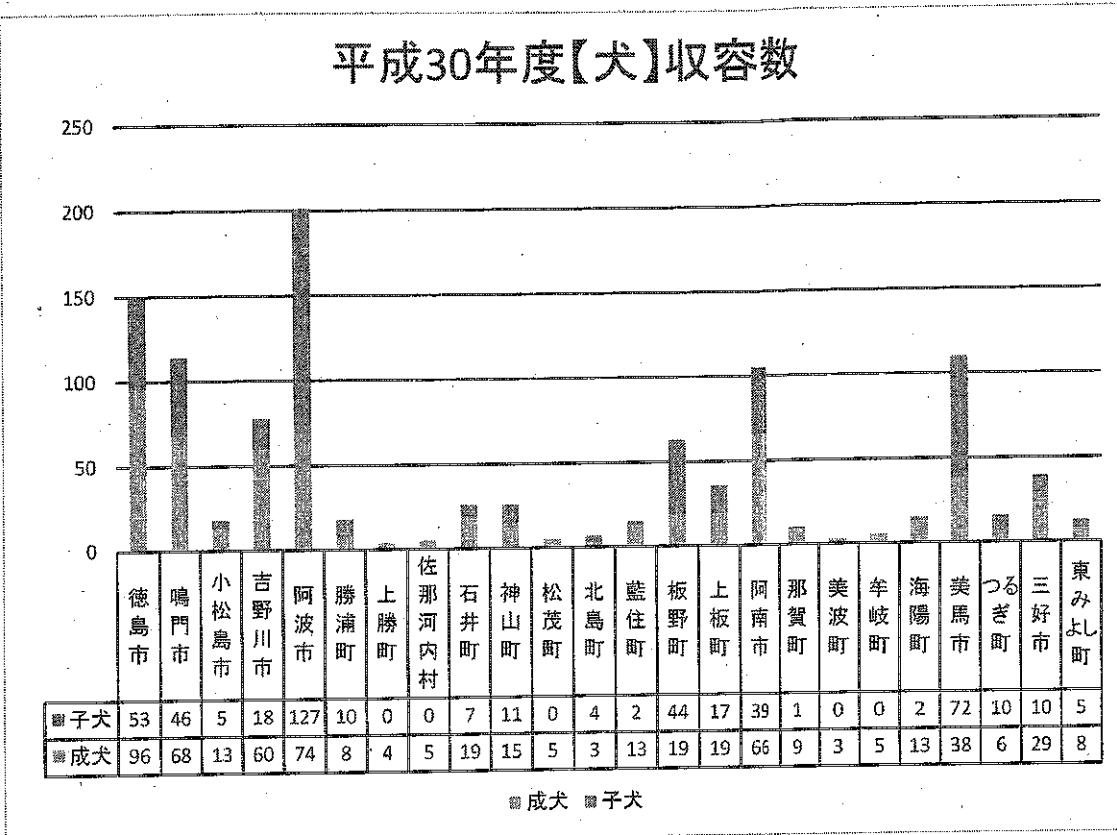
- ・愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・主務大臣の免許
- ・主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

施行：公布から3年以内の政令で定める日 28

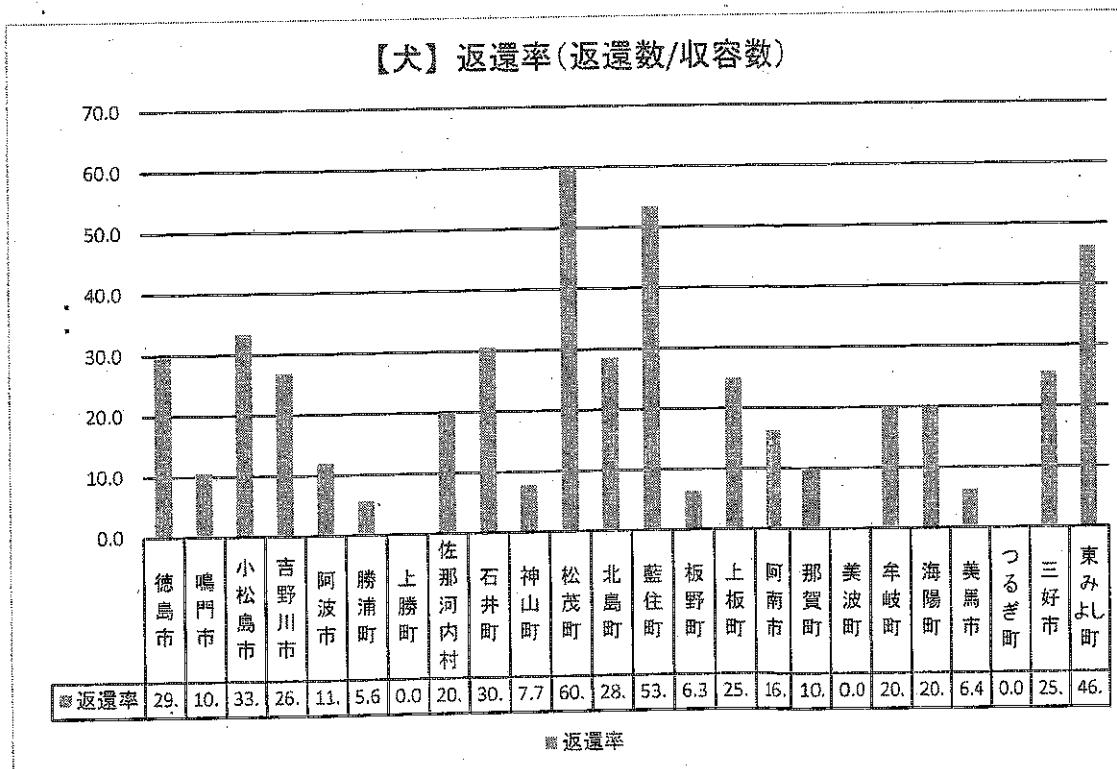
H 30年度実績報告

平成30年度【犬】収容数



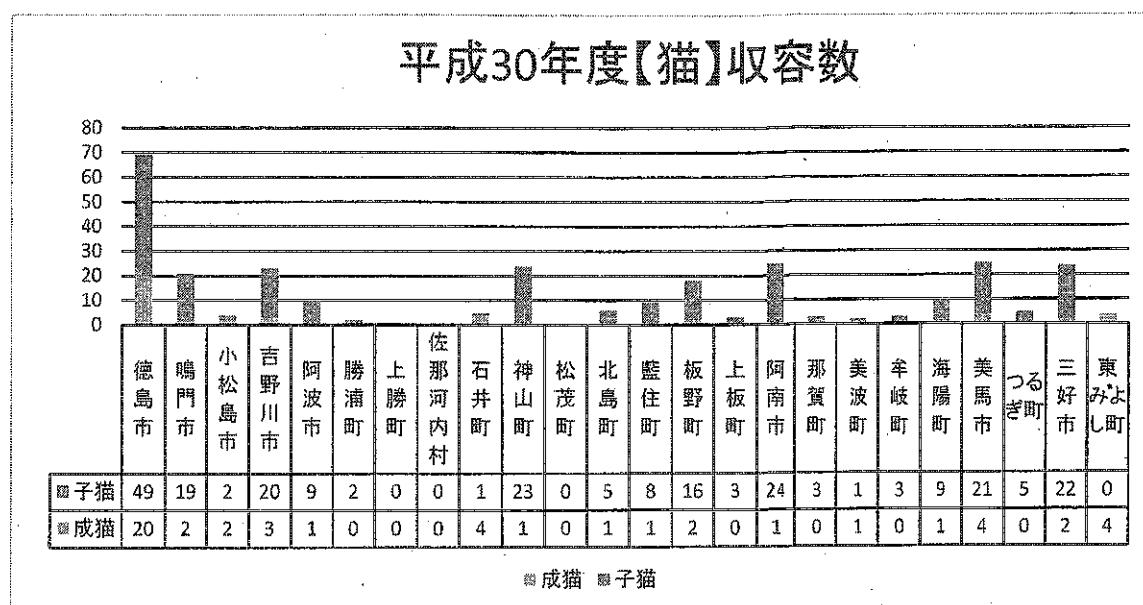
■ 成犬 ■ 子犬

【犬】返還率(返還数/収容数)



■ 収容率

平成30年度【猫】収容数



【譲渡数】() 内前年値

犬 243頭 (259)、猫71頭 (59)

【返還数】() 内前年値

犬 190頭 (171)、猫6頭 (0)

【不妊・去勢手術助成頭数】

883頭 (24市町村)

【災害救助犬・セラピードッグ育成】

平成27年度～30年度

災害救助犬 4頭

セラピードッグ (ふれあい活動) 49頭

※ボランティア参加ふれあい活動回数 18回

【地域猫活動に伴う手術支援頭数】

平成22年度～30年度

126地域、2,190頭

平成30年度

管？收容動物（犬）の処理状況 年計

第2 収容動物(猫他)の処理状況

平成30年度

第2 収容動物(計)の処理状況

課題

1 多頭飼育の崩壊事例の発生

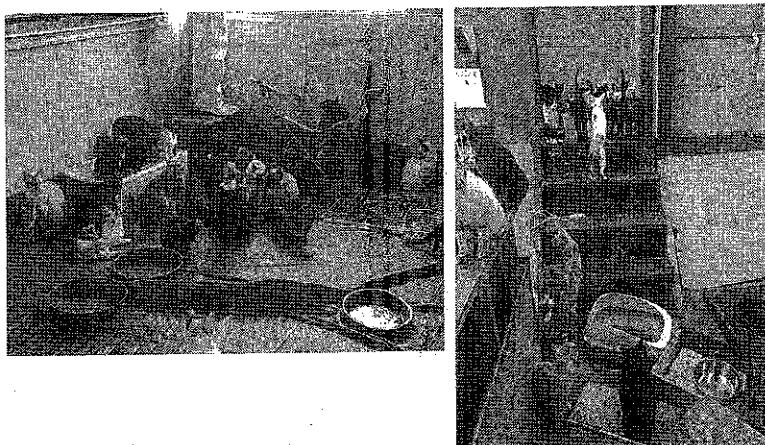
事例報告① 猫

不妊去勢措置未実施の多頭屋内飼育により、数年で約130頭にまで増加
経済的、引っ越し等の事由により、行政による引取りを実施
近親交配による異常個体が多く見られ、子猫が育っていない状況

対応：

譲渡先探しを指導後、引取りを実施。

譲渡団体の協力により、可能な個体については譲渡し、問題がある個体は処分を行った。



事例報告② 犬

不妊去勢措置未実施による放し飼いにより、20頭以上に増加
外で放れている犬について近隣からの苦情

対応：

警察とも連携し指導中（登録、注射、係留、不妊去勢手術の実施）

保健所（保健師）へも対応相談

○共通原因

- ・繁殖制限の未実施と手術、譲渡への抵抗
- ・飼い主責任能力の欠如（経済的、認識、判断等）
- ・事例探知の遅れ



今後の課題

支援（手術、生活）

早期探知

2 飼い主のいない猫への対応

事例報告①

相談内容：子猫が捨てられている

対 応：警察への通報を要請

警察（生活安全課）を通じた子猫の収容が後を絶たない

事例報告②

相談内容：近所で猫が繁殖して困っている

引取り、駆除してほしい

対 応：引取りを断るとともに、手術の必要性を説明し、エサを与えている方が判れば管理の方法について指導。不明の場合は回覧板を活用した啓発

事例報告③

相談内容：エサを与えたたら増えた。

対 応：TNR活動や市町村の助成制度について紹介

必要に応じ、動物愛護推進員へ技術協力を依頼

○共通原因

繁殖制限の未実施

猫との共生について理解が進まない

遺棄に対する犯罪認識が不十分

今後の課題

手術の推進（費用、頭数、ボランティア）

地域の理解

3 飼い主からの引き取り相談への対応

事例報告①

相談内容：飼い主が死亡又は長期入院のため

対 応：新たな飼い主探しをお願いしたが、家族、知り合いで引き取り手がなく、引き取った

事例報告②

相談内容：飼い主が高齢になり犬の散歩や世話ができない

対 応：新たな飼い主または、世話をしてくれる人を探すよう説諭

事例報告③

相談内容：生活保護を受けるために犬、猫を手放したい

対 応：新たな飼い主探しを説諭

○共通原因

終生適正飼養のための環境が整っていない（自己責任、周囲支援）

今後の課題

高齢者への支援

動物販売・譲渡時の十分な説明

4 譲渡の推進

事例報告①

動物愛護管理センターが一次判定で譲渡不適とした犬・猫について、ボランティア団体への譲渡を実施

今後の課題

譲渡後の追加調査

譲渡基準、要領の見直し（適正譲渡とは？）

徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は「徳島県動物愛護管理推進計画」の目的を達成するため、市町村が実施する動物愛護管理に係る普及啓発を始め具体的な取組に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付するものとする。

その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(事業及び経費等)

第2条 地域住民に対する動物愛護に係る啓発、支援を効果的に行うため、次の事業を行う市町村に対し、別表1に掲げる経費の1／2を交付する。

- 一 地域における普及啓発に係る取組に対する支援
- 二 飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に係る事業
- 三 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業
- 四 学校等における飼育動物対策の推進に係る事業
- 五 災害時の動物救護対策の推進に係る事業

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に定めるものとする。

- 一 事業計画書（様式第2号）
- 二 歳入歳出予算書抄本
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は別に定める。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び知事の承認を受けて規則第17条第2号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合、知事はその収入の一部又は全部を納付させことがある。

(軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は別表1に掲げる重要な変更以外のものとする。

(変更の承認の申請等)

- 第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第7条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合は別に定めるところにより補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

- 第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は次に定めるとおりとする。
- 一 事業実施状況調書（様式第6号）
 - 二 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は補助事業の完了の日、若しくは中止及び廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の支払)

- 第9条 知事は市町村である補助事業者に対して規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助金の額を算出する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金調書等)

- 第10条 規則第16条の補助金調書は、様式第7号による。
- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の機械装置及び器具とする。
- 2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は原則として一部とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

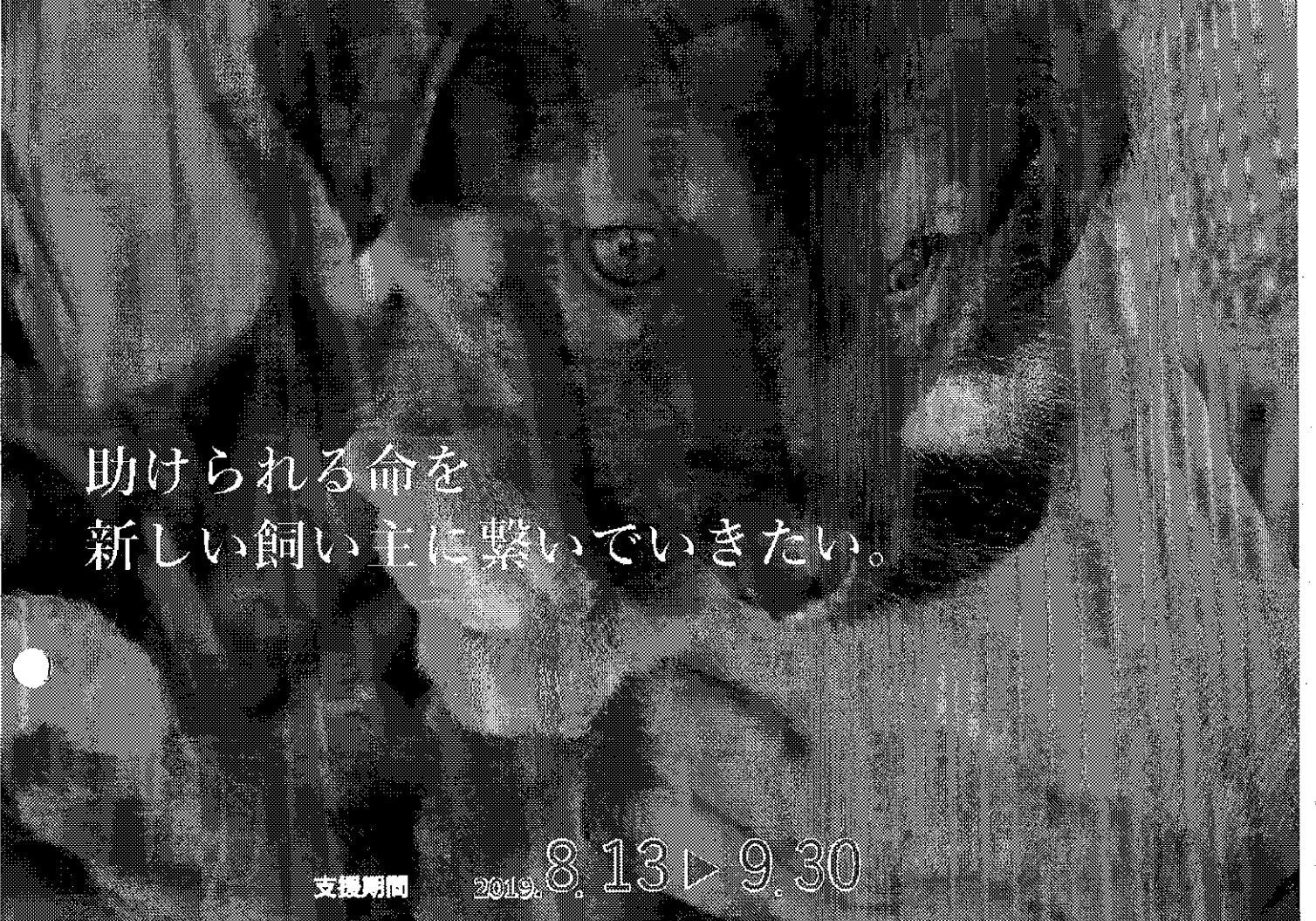
この要綱は、令和元年7月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

別表1（第2条関係）

事業名	対象経費
一 地域における普及啓発に 係る取組に対する支援	需用費、役務費、借損費、※研修会報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費 に限る)
二 飼い犬・飼い猫の不妊・ 去勢措置の推進に係る事 業	需用費、役務費、委託料（事務委託料も含む）、補 助費 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一 件あたり5千円を上限とする。)
三 地域における飼い主のい ない猫への不妊・去勢措 置の推進に係る事業	需用費、役務費、委託料（事務委託料も含む）、補 助費 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一 件あたり <u>1万円</u> を上限とする。)
四 学校等における飼育動物 対策の推進に係る事業	需用費、役務費、借損費、※研修会報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費 に限る) 一校あたり3万円を上限とする。
五 災害時の動物救護対策の 推進に係る事業	需用費、役務費、借損費、※報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費 に限る)
重要な変更 補助金申請額に変更のあるとき 上段各項目間で対象経費の10%以上の事業変更があるとき	

新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表1（第2条関係）</p> <p>三 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業</p> <p>需用費、役務費、委託料（事務委託料も含む）、補助費</p> <p>（不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり5千円を上限とする。）</p>	<p>（不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり<u>1万円</u>を上限とする。）</p>



助けられる命を
新しい飼い主に繋いでいきたい。

支援期間

2019.8.13 ~ 9.30

徳島には、人間には苦しくない、被災地動物愛護センターにやつくる不幸な動物たちが毎日たくさんいます。

その数は年間1,376頭。

その中で、移送分となる犬猫の数は年間8,625頭と

私たちもこうした不幸な動物たちを救うしがいと育んでいます。

そのため私たちが行っているのは、入ってくる犬猫を減らすための料金免除や不妊手術。

そして、救助力をかけてセンターやへてきただの方々が実際に譲り受けられる譲りできる数は、現在は8割近くとなっていますが、県外の方は、譲りできる子犬・子猫は少ないのがこの現状でが多くあります。

徳島は、センターにやつくる子犬・子猫の数がとても多いのです。

だから、動物たちが不景気になることなく、センターから出していくための県内外への配達を推進していくことを考えていました。

こうした費用は、センターや、譲り受けに尽力いたしているパラボティック団体で全額負担することはできません。

なので、今回その負担を肩代りなく、プロジェクトファンディングに挑戦しました。

プロジェクトページ
の詳細はこち



<https://otsucle.jp/cf/project/2155.html>



OTSUCLEクラウドファンディング <https://otsucle.jp/cf/>
助けられる命を新しい飼い主へと繋いでいきたい。



OTSUCI E



振込方法

プロジェクト名：助けられる命を新しい飼い主へと繋いでいきたい。

ご支援のお申込みは、WEB上のプロジェクトページまたは銀行・郵便振込で可能です。

プロジェクトページは[こちら](https://otsucle.jp/cf/project/2155.html) <https://otsucle.jp/cf/project/2155.html>

郵便振込にてご支援いただく場合は、下記リターン一覧からリターンを選び、払込取扱票を下図のように記載ください。



	リターン名	内容	金額(税込)
①	お礼のメール	感謝の心を込めて、お礼の電子メールをお送りします。	2,000 円
②	芳名録(徳島県動物愛護管理センターHP)に1年間お名前掲載(小)	徳島県動物愛護管理センターHP の芳名録に1年間、お名前を掲載させていただきます。(芳名録にお名前掲載を希望しない方はその旨記述してください)	5,000 円
③	芳名録(徳島県動物愛護管理センターHP)に1年間お名前掲載(大)	徳島県動物愛護管理センターHP の芳名録に1年間お名前を大きく掲載させていただきます。(芳名録にお名前掲載を希望しない方はその旨記述してください)	7,000 円
④	プロジェクト応援コースI	※③「芳名録(徳島県動物愛護管理センターHP)に1年間お名前掲載(大)」と同じです。	10,000 円
⑤	譲渡犬の報告を載せたサンクスレター	譲渡犬の報告を載せたサンクスレター + 芳名録(徳島県動物愛護管理センターHP)に1年間お名前掲載(大)	20,000 円
⑥	ネームプレートを施設に掲示	支援者様のお名前を記載したネームプレートを施設に掲載いたします。 +譲渡犬の報告を載せたサンクスレター +芳名録(徳島県動物愛護管理センターHP)に1年間お名前掲載(大)	50,000 円
⑦	プロジェクト応援コースII	※⑥「ネームプレートを施設に掲示」と同じです。	300,000 円

※赤字は全て必須です。プロジェクト名の記載が無い場合、支援を受け入れられませんのでご注意ください。